

改正

昭和60年3月29日規則第8号

昭和61年6月20日規則第27号

平成3年7月29日規則第44号

平成11年3月29日規則第8号

平成12年9月13日規則第70号

平成13年5月30日規則第44号

平成14年3月29日規則第18号

平成16年9月17日規則第39号

平成21年3月24日規則第17号

平成23年3月22日規則第10号

平成24年3月16日規則第10号

令和2年12月25日規則第71号

新潟市興行場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(営業の許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。

(相続による承継の届出)

第3条 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第2号による届出書を市長に提出しなければならない。ただし、相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、別記様式第3号による相続同意証明書を添付しなければならない。

(合併又は分割による承継の届出)

第4条 法第2条の2第2項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第4号による届出書を市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 営業者は、次のいずれかに該当するときは、別記様式第5号による届出書を、その事由が生じた日から10日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条の申請書又は前2条の届出書に記載した事項に変更があつたとき。
- (2) 営業の全部若しくは一部を1月以上停止しようとするとき、又はこれを再開したとき。
- (3) 営業を廃止したとき。

(許可書の書換交付等)

第6条 営業者の地位を承継した者は、第3条又は第4条の規定により届出書を提出したときは、別記様式第6号により市長に許可書の書換交付を申請することができる。営業者が許可書の記載事項に変更を生じ、前条の規定により届出書を提出したときも同様とする。

2 営業者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記様式第6号により市長に許可書の再交付を申請することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

(興行場法施行細則の廃止)

2 興行場法施行細則（昭和55年新潟市規則第30号）は、廃止する。

附 則（昭和60年規則第8号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第27号）

この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成3年規則第44号）

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第18号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

興行場営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

次のとおり営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

申請者	住所(法人にあつてはその所在地)	
	氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
営業施設	所在地 新潟市	
	名称	電話番号
興行場の種別※	常設・仮設〔1自ら施設を仮設 2他の施設を利用〕	
興行場の主な用途※		
衛生責任者		
営業開始予定年月日 又は仮設営業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
営業譲渡の場合	営業の譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類を添付しない場合）	

添付書類

- 1 興行場の各階ごとの平面図※
- 2 興行場を中心とした半径200m以内の見取図※
- 3 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し※
- 4 消防用設備等についての証明書※

備考

- 1 仮設にあつては、構造設備の概要及び添付書類を一部省略することができます。
- 2 営業譲渡の場合は、※印の欄のうち変更のない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更のない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください。ただし、記載を省略した事項又は書類について、変更がないことを確認できないときは、省略した記載事項又は書類を求めることがあります。

興行場の構造設備の概要※

敷地		面積 m ²							
建物		造階建延べ面積 m ²							
区分		階		階		階		合計	
興行場各階の 専有面積		m ²		m ²		m ²		m ²	
観 覧 室	面積	m ²		m ²		m ²			
	椅子席	人		人		人			
	立見席	人		人		人			
	座席	人		人		人			
	その他	人		人		人			
	合計	人		人		人		定員 人	
喫煙所		m ²		m ²		m ²			
便 所	男子	大便器	個	大便器	個	大便器	個		
		小便器 座便式	個	小便器 座便式	個	小便器 座便式	個		
	女子	個		個		個			
	設 手 洗 備 い	男	個		個		個		
女		個		個		個			
定員表示の場所		温度・湿度計の設置場所							
ごみ箱の設置		箇所		清掃用具保管場所				有・無	
照 度	区分	観覧室 階	観覧室 階	観覧室 階	ロビー	喫煙所	便所	食堂	廊下
	主照明設備 (映写中)	ルクス ()	ルクス ()	ルクス ()	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
	補助照明設備	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
※照度の測定は、床面から80cm(観覧室及び補助照明は床面)の高さで行うこと。									
機 械 換 気 ・ 空 気 調 和 設 備		外気取入口		有 [取入位置] ・ 無					
		設備の概要 (該当する 設備に○を つける。)		空気調和設備 [第1種・第2種・第3種]					
				機械換気設備					
		吸気口・排気口の位置							

相続による興行場営業承継届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

次のとおり興行場の営業の承継をしたので、新潟市興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

届 出 者	住 所		
	氏 名	生年月日	年 月 日生
	電話番号		
	被相続人との続柄		
被 相 続 人	住 所		
	氏 名		
相続開始年月日	年 月 日		
承継した興行場	所在地 新潟市	許 可 年月日	
	名 称	許 可 番 号	

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、興行場営業者相続同意証明書

興行場営業者相続同意証明書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住 所
証明者 氏 名 (印)

次のとおり興行場の営業者について相続がありましたことを証明します。

被 相 続 人	住 所
	氏 名
相続人として 選定された者	住 所
	氏 名

備考

証明者氏名の部分は、興行場営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

別記様式第4号（第4条関係）

（合併・分割）による興行場営業承継届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

次のとおり興行場の営業の承継をしたので、新潟市興行場法施行細則第4条の規定により届け出ます。

届 出 者	事務所所在地		
	名 称		
	電 話 番 号		
	代 表 者 氏 名		
合併により消滅した法人又は分割前の法人	事務所所在地		
	名 称		
	代 表 者 氏 名		
合併又は分割 年 月 日	年 月 日		
承継した興行場	所在地 新潟市	許 可 年 月 日	
	名 称	許 可 番 号	

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し

別記様式第5号 (第5条関係)

興行場営業(変更・停止・廃止・再開)届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

(許可申請書・営業承継届出書)記載事項を変更
 次のとおり したので、
 営業を(停止・廃止・再開)
 新潟市興行場法施行細則第5条の規定により届け出ます。

届 出 者	住所(法人の場合は所在地)		連絡先電話 () —
	氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)		
営 業 施 設	所在地 新潟市	許 可 年月日	年 月 日
	名称	許 可 番 号	
許 可 申 請 書 等 記 載 事 項 の 変 更	変 更 事 項	新	旧
	変 更 年 月 日	年 月 日	
停 止	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	全部停止・一部停止
廃 止	廃 止 年 月 日	年 月 日	
再 開	再 開 年 月 日	年 月 日	

添付書類 構造設備の変更の場合は、変更箇所を朱書した平面図

別記様式第6号（第6条関係）

興行場営業許可書(書換・再)交付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

新潟市興行場法施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所(法人にあつては所在地)	
	氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	電話番号
営業施設	所在地 新潟市	
	名称	電話番号
興行場の別	<input type="checkbox"/> 常設 <input type="checkbox"/> 仮設(<input type="checkbox"/> 自ら施設を仮設 <input type="checkbox"/> 他の施設を利用)	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 記載事項の変更 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損	

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類 書換交付又は再交付に係る許可書(紛失した場合及び毀損又は汚損が著しい場合は除く。)